

羅針盤

日本共産党
三菱伊丹委員会
2018年2月
207号

しんぶん赤旗
ご購入ください
日刊 3497円
日曜版 823円



牧原厚労副大臣(右から4人目)に申し入れする(右)小池、倉林、畑野(左端から)吉良、山添、仁比、宮本、塩川、高橋の各議員。24日、厚労省内。

「無期転換逃れ」対策を! 共産党国会議員団 政府に申し入れ

日本共産党国会議員団は1月24日、有期雇用で5年を超えて働く労働者に無期雇用への転換を申し込む権利が4月から発生するのを前に、労働者への周知と、「無期転換逃れ」の雇い止めを防ぐよう、牧原秀樹厚生労働副大臣に緊急対策を申し入れました。

申し入れたのは、(1)労働者に無期転換権を周知徹底する(2)雇い止めの脱法行為が起らないよう法の趣旨を事業主に徹底する(3)自動車・電機メーカーなどに対しても実態調査を緊急実施する(4)相談窓口を労働局や労働基準監督署などに設置するの4点。

申し入れたのは、(1)は大量の雇い止めが起りかねない。労働者に無期転換権を知らせるとともに、クーリング期間(空白期間)などを使つた雇い止めは法の趣旨に反すると事業主に徹底すべきだ」と求めました。

小池晃書記局長は、クーリング期間が悪用されておき、「法に不備があることは間違いない。法改正に踏み込んでいくことも必要だ。同時に、法の趣旨に反することは許さないという断固とした指導を行うべきだ」と求めました。

牧原副大臣は、「企業に対して、法の趣旨から免れることがないように啓発指導を行っていきたい」と述べました。

申し入れには、高橋、小池両氏のほか塩川、池田、畑野、吉良、宮本、山添、仁比、山添、明子、仁比、山添、各参院議員が参加しました。

★申し入れ全文は2面



リストラ・長時間労働 困ったこと、悩みがあったら 秘密厳守
働くルールの110番 TEL 072 - 781-0122

日本共産党三菱電機伊丹委員会 伊丹市千僧6-218 革新会館内 E-Mail: melcojcp@osk3.3web.ne.jp

労働契約法に基づく無期転換 ルールに関する緊急申し入れ

日本共産党国会議員団

1月24日、日本共産党国会議員団が牧原秀樹厚生労働副大臣に提出した「労働契約法に基づく無期転換ルールに関する緊急申し入れ」は、次のとおりです。

改定労働契約法により、
雇用期間の定めのある労働者が同じ会社で通算5年以上働いた場合に、本人が申し込めば無期雇用契約に転換するルールが開始されており、この4月1日には、施行後5年で対象となる労働者が多数見込まれる。ところが、5年になる前に雇止めしたり、6カ月のクーリング期間をおいて権利を無効にしたりするなど、「無期雇用逃れ」の違法・脱法行

為が自動車大手や大学、独立行政法人などで明らかになっている。このままでは大量の雇止めが生まれかねない。
政府は繰り返し、無期転換ルールを避ける目的で雇止めをすることは法の趣旨に照らして望ましいものではない旨の答弁を行っているが、この趣旨を徹底することが求められる。
以上のことから、日本共産党国会議員団として、以

下の対策を緊急に講じるよう求めるものである。

(1) 労働者が無期転換権が発生することを知らないままであることのないよう、インターネット、新聞、雑誌等のあらゆる媒体を活用して周知徹底すること。

(2) 事業主に対し、無期転換ルールの正しい理解を周知徹底すること。無期転換ルールを避ける目的で、繰り返し雇用契約を更新してきた労働者を合理的な理由なく雇止めにしたり、6カ月のクーリング期間を悪用したりするなどの脱法行為が起こることのないよう、法の趣旨を徹底すること。

(3) 自動車メーカーにとどめず、期間雇用労働者を多く雇用する電機大手等の主要な産業においても、合理的な理由のない雇止め、就業規則の変更等が行われていないかについての実態調査を緊急に実施すること。

(4) 無期転換を前にした雇止め、就業規則でのクーリング期間変更等が行われた場合の専門相談窓口を都道府県労働局や労働基準監督署、ハローワーク等に設けること。

〔しんばん』赤旗』1/25付



7社が転換させず

厚生労働省の調査で大手自動車メーカー10社のうち7社がクーリング期間を使って、有期契約の期間従業員が無期転換できないようにしていたことが分かりました。無期転換可能なのは2社だけで、残る1社は再雇用をしていませんでした。

7社のうち6社は、無期転換が導入されたのを受けて、それまで1カ月などとしていたクーリング期間を6カ月に変更しており、「無期転換逃れ」をしていました。

職場で、不合理な雇止め、就業規則の変更等が行われないよう監視し、あれば労働組合、労働局に相談しましょう。

●兵庫労働局

電話 078(367)9151